



カンボジア農村におけるベトナム人と地方行政の関わり
「不当な」料金徴収とその影響をめぐって

Ethnic Vietnamese and Local Authorities
A Look at B Village, Prey Veng, Cambodia

松井 生子 Naruko Matsui

Cambodia Area Studies 3

Kyoto Working Papers on Area Studies No.71
(G-COE Series 69)

March 2009

このグローバル COE ワーキングペーパーシリーズは、下記 G-COE ウェブサイトで閲覧する事が出来ます
(Japanese webpage)

http://www.humanosphere.cseas.kyoto-u.ac.jp/staticpages/index.php/working_papers

(English webpage)

http://www.humanosphere.cseas.kyoto-u.ac.jp/en/staticpages/index.php/working_papers_en

©2009

〒606-8501

京都市左京区吉田下阿達町 46

京都大学東南アジア研究所

無断複写・複製・転載を禁ず

ISBN978-4-901668-56-9

論文の中で示された内容や意見は、著者個人のものであり、
東南アジア研究所の見解を示すものではありません。

このワーキングペーパーは、JSPS グローバル COE プログラム (E-4) :
生存基盤持続型の発展を目指す地域研究拠点 の援助によって出版されたものです。

カンボジア農村におけるベトナム人と地方行政の関わり 「不当な」料金徴収とその影響をめぐって

松井 生子

Cambodia Area Studies 3

Kyoto Working Papers on Area Studies No.71
JSPS Global COE Program Series 69
In Search of Sustainable Humanosphere in Asia and Africa

March 2009

カンボジア農村におけるベトナム人と地方行政の関わり*

「不当な」料金徴収とその影響をめぐって

松井 生子**

Ethnic Vietnamese and Local Authorities

A Look at B Village, Prey Veng, Cambodia

Naruko Matsui**

This paper is a preliminary report about the relationship between ethnic Vietnamese and local authorities. In Cambodia, ethnic Vietnamese are treated as foreigners even when they have lived in Cambodia for several generations. Their uncertain status in Cambodia puts them in a vulnerable position. There are many taxes that Vietnamese have to pay to local authorities, such as levies on fishing and on house building. Most of the levies are illegal and seen by many as discriminatory, and create hardship in Vietnamese daily life. Based on fieldwork conducted in a village, this paper deals with the impact of uneven treatment against Vietnamese as arbitrarily practiced by local authorities.

1. はじめに

本稿はカンボジア¹東部、プレイ・ヴェン州ピアム・チョウ郡B村に住むベトナム人²と地方行政³との関わりについての予備的な考察である。カンボジアは人口の 90%程度をクメール人が占めており、「ベトナム人」はこの多数派民族であるクメール人と対立するもの、ある

* 本稿は 2007 年 11 月 3 日に開催された「大陸部新時代」研究会（於京都大学東南アジア研究所）での発表内容に加筆したものである。この度、G-COE プログラムより、ワーキングペーパーとしての印刷にご支援いただくことに、心からの感謝を申し上げる。

** 広島大学大学院社会科学部研究科博士後期課程 matsuinaru@hiroshima-u.ac.jp

** Ph. D Candidate, Graduate School of Social Science, Hiroshima University

¹ 現在の領土範囲を示す国名に関しては日本で一般に使われているカンボジア、ベトナム、タイを用いた。ただし、カンボジアの特定の体制に言及する際には民主カンブチア、カンブチア人民共和国、カンボジア王国などの国家名を用いた。ベトナムについては 1976 年のベトナム社会主義共和国成立以前の、1945 年から 1975 年までのベトナム民主共和国は北ベトナム、1949 年から 1954 年までのベトナム国および 1954 年から 1976 年までのベトナム共和国は南ベトナムと記した。

² カンボジアのベトナム系の定住者についての記述にあたっては、調査地とその近隣に居住する人々、越僑会会員については、ベトナム人としての自意識を前提としてベトナム人と表記し（越僑会については本稿 9 ページ参照）、実在するその他のベトナム系の人々について述べる場合や、調査地の人々等を含めてカンボジアのベトナム系の人々全般について集合的に述べる場合はベトナム系住民と表記するよう試みた。言説上で言われているベトナム人は括弧をつけ「ベトナム人」と表記した。

³ 本稿では地方行政という語を、ローカル・レベルにおいて「役人や公的な村のリーダー（村長、警察を含む）が権力を行使する政治領域」（Ledgerwood and Vijghen 2002: 126）をあらわすものとして用いる。

いは政治的・経済的・文化的にクメール人を脅かすものとしてとらえられがちであるが、その実像についてはまだ明らかではないことが多い。

カンボジアのベトナム系住民は従来、政治や歴史の研究分野で取り上げられることが多かったが、カンボジアが内戦や国際的に孤立した時期を経た 1990 年代からフィールドワークに基づく研究がおこなわれはじめた。それらの研究においては、まずはベトナム系住民についての情報が少ないことから、多様性に気を配りつつ、複数箇所での調査から彼らを全体的、網羅的に把握することがめざされた (cf. Bertrand 1996a, 1996b, Derks 1996, Leonard 1996)。その後、カンボジアにおけるベトナム系住民のカンボジアへの「統合」を扱った論考 (Bertrand 1998)、ベトナム系の女性の人身売買を扱った論考 (Derks 1998) が発表されているものの、これまでのところ、特定の場所での参与アプローチによる、地域社会や調査対象となる人々の歴史的、政治的、社会的コンテクストをふまえた詳細な事例報告はおこなわれていない。

本稿は長期定着調査に基づいて、カンボジアのベトナム系住民と地方行政との関わりを見ていくわけだが、取り上げるのは、メコン河沿岸に位置するベトナムに程近い農村の、カンボジアに数世代にわたって居住してきた人々の事例である。考察において特に注目したいのは、ローカル・レベルにおいて、ベトナム系住民に対する料金徴収が多々おこなわれているという事象であり、本稿はそれが調査地のベトナム人の生活と自意識、国に対する見方に大きな影響を与えるものとなっているという見通しに立脚している。彼らはクメール人とは違った料金徴収の対象となることによって、自らをクメール人とは違うものとして、そしてカンボジア国内において疎外されるものとして認識し、結果としてベトナム人としての意識を強めている。

カンボジアのベトナム系住民は同国のローカルな現場でマイノリティ的な存在であると同時に、越境という系譜的・経験的背景を有しており、彼らの自意識等について考えることは、人の移動、国民国家における「他者」、マイノリティの自意識のあり方をめぐる議論につながるものである。本稿ではその自意識形成、国の想像の仕方のひとつの契機を示してみたい。記述は 2005 年 12 月から 2007 年 3 月にかけて実施した長期定着調査と、2007 年 9 月、2009 年 1~2 月の補足調査で得たデータをもとにしている。行政側へのさらなるインタビューの必要や、文書で確認すべきことがあるなど課題が多々残っているが、ひとまず現時点で判明していることを中心にまとめた。

2. カンボジアの「ベトナム人」に関わる問題

現在のカンボジア領にベトナム系住民が定住するようになったのは、ベトナムの阮朝がメコン河下流域の支配を確立していく 17 世紀以降のことである。ベトナム系住民は当初は王宮に仕える職人として、あるいはカトリックの難民、メコン・デルタの農民、漁民として、そしてフランス植民地時代には下級官吏、職人、プランテーション労働者としてカンボジアに移入した (cf. Willmott 1967, Khy 1974)。カンボジアが独立した後もベトナム系住民は同国にとどまったが (cf. Willmott 1967: 34)、1970 年代には迫害と内戦、その後に続く動乱によって、多くが国外へと逃れた。1979 年以降、政情が安定した後はこれらの人々の一部が帰還し、新たに職を求めてベトナムから移動して来る人々も増加している。カンボジアのベトナム系住

民には、移動の時期、定住期間、都市や農村などの居住地、職業や資産の違い等によって著しい多様性が存在しており、本稿で考察の対象とする人々もその一端を構成している。

カンボジアで「ベトナム人」がクメール人と対立するもの、脅かすものとされる背景には、クメール人が先住していたメコン・デルタへのベトナムの多数派民族であるキン族の入植とその後のベトナム領土への組み込み、19世紀のベトナムによるカンボジアの支配などの歴史、文化的な違い、経済的な資源（都市部での雇用、漁業資源）をめぐる競合があるとされる（cf. Willmott 1967: 34-35, Leonard 1996, Bertrand 1998）。また、カンボジアにおけるナショナリズムの誕生、国民国家の形成も「他者」としての「ベトナム人」の認識に大きく関わっている。

カンボジアでは、アンコール時代をカンボジアの最盛期とし、その後を長い衰退期ととらえる歴史観がフランス植民地時代に創出され、これがタイとベトナムによる領土侵食からカンボジアを「保護」という植民地支配の正当化に利用された（Barnett 1990, 笹川 2006, 北川 2006: 10-16）。過去の「栄光」とその後の「没落」という歴史観、カンボジア消滅に対する恐れは、カンボジアの知識人に継承され、ナショナリズムに取り込まれることになる。

ナショナリズム成立の過程では、「他者」が特定され、「われわれ」と「他者」という二項対立の認識が作り出される。「他者」が作り出されることによってはじめて、「われわれ」つまり国民が誰であるかという発想が可能になるのであるが、この「他者」は国境の外だけではなく国内にも設定され、国民の同質性を通して達成される統合への脅威として排除の対象とされる傾向が認められる。独立後のカンボジアでは、穏やかで親切な民族、そして過去の偉業につらなるものとしてのクメール人の自己イメージの傍らで、「ベトナム人」や華人はクメール人を脅かす「他者」とされ⁴、特に「ベトナム人」はクメール人と対照的な食欲で狡猾な存在としてステレオタイプ化されるようになっていく。そして政治家や都市部の知識人のものであった反「ベトナム人」の言説は、学校教育システムやメディアを通じて一般に拡大していったと考えられている⁵（Amer 1994）。

カンボジアの政権の変遷とベトナム系住民に対する政策を概観すると、1953年の実質的な独立後、立憲君主制をとったカンボジア王国では山地民が「クメール・ルー」（高地クメール人）、イスラム教徒が「クメール・イスラーム」（イスラム教徒のクメール人）として統合、あるいは多数派民族であるクメール人への同化の対象となったのに対し、華人とベトナム系住民は外国人居住者扱いとされ、この傾向はその後のほとんどの政権に引き継がれた。特にベトナム系住民を国民から排除しようとする傾向は強く、1963年7月の第15回国民議会では、「同化が不可能なため」原則として全「ベトナム人」の帰化を拒否すべきであるとする勧告が満場一致で可決された⁶（Willmott 1967: 35）。さらにこのときの国民議会では「我々の伝

⁴ ウィリアム・ウィルモットは華人がベトナム系住民ほど敵視されていないことについて、「クメール人の敵愾心の中半を集める」ベトナム系住民が緩衝となっていること、多くの華人がクメール人と同化していること等をその理由として挙げている（Willmott 1967: 40）。

⁵ 一般の人々にどの程度反「ベトナム人」意識が浸透しているかは、慎重な検討を要する問題である。

⁶ 帰化の要件と手続きを規定した1954年の法によると、カンボジアに少なくとも5年間居住し（カンボジア生まれ、もしくは「カンボジア人」と結婚していれば2年間）、よい性格と道徳を持った外国人は帰化を申請することができた。その際には言語の十分な知識が要件とされたが、1959年の法改正では「カンボジア語」を流暢に話し、「カンボジアの」作法、慣習、伝統への十分な同化を示していることが要件とされた（Willmott 1967: 39, 80-81）。それ以前、1940年にモニボン王が定めた帰化手続きは申請者の出生証明書、婚姻証明書、犯罪歴がないことの証明書の提出を含むが、出自（parentage）や「カンボジア語」と慣習へ

統に敬意を払わない」帰化者の市民権を無効にできる権限を持った委員会の設置が勧告されたが、国会での議論のコンテキストから、これは第一にベトナム系住民を対象としていることが明らかであったという (Willmott 1967: 35)。

1960年代後半には、カンボジア東部でのベトナム解放勢力の活動が、カンボジアの右派の政治家と軍上層部の懸念事項となり、その協力者としてベトナム系住民への疑念が増した (Amer 1994: 216)。当時、北ベトナムのベトナム労働党と南ベトナム解放民族戦線は、南北ベトナムの統一をめざした武装闘争をおこなっており、カンボジア領を南ベトナムへの物資の輸送路として使っていた (cf. 野口 2002)。カンボジアでは、国内で活動する外国軍を支持するものとしてベトナム系住民が非難され、一部は逮捕の対象となった (Amer 1994: 216)。

1970年に国家元首であったノロドム・シハヌークが解任された後、カンボジアは共和制に移行し、国名がクメール共和国に変更された。首相（後に大統領）のロン・ノルはクメール人の優越性と「ベトナム人」や華人との違いを強調し、「新クメール主義」を標榜した (cf. Edwards 2007: 251-252)。ロン・ノル政権はベトナム系住民の外出制限、ベトナム系漁民の漁業ライセンスの抹消、公共の場でのベトナム語使用禁止勧告といった差別的な政策を実施し (Amer 1994: 217)、プノンペンなどでは政府の煽動が発端となって、暴徒によるベトナム系住民虐殺事件が発生した。

国家元首を解任されたシハヌークはロン・ノル政権に対抗するために、共産勢力と結託してカンプチア民族統一戦線を組織し、彼らとクメール共和国政府の間で内戦がはじまる。1975年に共産勢力が政権を掌握し、ポル・ポトを指導者として成立した民主カンプチアでは、アンコール時代の偉大さへの回帰が叫ばれ、大規模な灌漑事業に人々が強制的に動員された。同国では「純粋なクメール人」が追求され、エスニックな差異の表現は弾圧された (cf. Etcheson 1984: 28, Edwards 1996b: 141-142, Hinton 2002: 83)。カンボジアに残っていたベトナム系住民の大半は1975年時点で国外に追放されたが、残留した者はその後、処刑、飢え、病によってほとんどが死亡したと考えられている (Amer 1994: 218)。この民主カンプチアは、彼らがベトナムに奪われたと考えている領土（メコン・デルタ）の「失地回復」を主張してベトナム領の村々を攻撃し (Hood and Ablin 1990: xxxvii-xlii)、結果的にベトナムの反撃とカンボジアへの侵攻を招いてしまう。

1979年1月、ベトナムに支援されたカンプチア救国民族統一戦線がプノンペンを制圧し、カンプチア人民共和国が成立した。政権を担った人民革命党の政府は1989年に憲法を改正して社会主義体制からの移行を図り、同党は1991年に人民党と改称する。カンボジアは1993年に国連監視下で総選挙をおこない再び立憲君主制国家となったが、人民党は地方に強固な集票基盤を持つと共に軍や上級官僚をほぼ掌握しており、党と行政の密接な関係の上に現在も権力を保持している (高橋 2001, Ledgerwood and Vijghen 2002, Hughes 2003)。もともとベトナムの支援によって政権を樹立した人民党を攻撃するために、野党は反ベトナム・反「ベトナム人」のレトリックを用いており、「ベトナムの脅威」は今もカンボジアにおいて宣伝され続けている (Edwards 1996a, Hughes 2003: 129)。

人民党政権はベトナムに対してより柔軟な対応をしようとしており、ここにカンボジアの

の精通は言及されていない (Willmott 1967: 76)。

ベトナム系住民を取り巻く状況の変化の可能性を見る見方もある (Chou 1992: 41, 天川 2003)。しかし地方レベルに目を移すと、地方行政に関わる人々によって、ベトナム系住民に対する法的な根拠のない恣意的な料金徴収などがおこなわれている。

3. 「不当な」料金徴収の背景

地方行政に関わる人々がベトナム系住民に対しておこなっている料金徴収については、警察がベトナム系住民の「ID カード」⁷や居住用の書類を頻繁に更新させ、その都度料金を支払わせている事例、あるいは「ID カード」を取り上げ、返却のためにお金を要求するなどの事例が先行研究において報告されている (cf. Bertrand 1996a, 1996b, Derks 1996: 271, Sieng 1996: 8)。漁業者に対して地方行政関係者による税金、罰金というかたちでのお金の要求がおこなわれる場合も、ベトナム系住民がクメール人よりも多い料金を徴収されることがある (Bertrand 1996b: 204-205)。これらの「不当な」料金徴収の背景には、「ベトナム人」を国民から排除しようとしてきたカンボジアの政治、ベトナム系住民の法的な立場、地方行政に恣意的な料金徴収が許されている構造が関わっているように思われる。

カンボジアの現行憲法では、憲法における人権の享有主体として「クメール市民」という概念が用いられており、国籍法ではクメール国籍を持つ者が「クメール市民」とであるとされている (四本 1999: 94-97)。この「クメール市民」概念はベトナム系住民や国内のその他のマイノリティを排除するものとなりかねないという点で、国際機関などから問題視されているものである (四本 1999: 94-97)。

カンボジアのベトナム系住民のなかには、クメール国籍・市民権を示す ID カード (*îdsânhânâbân*⁸) が交付されている人々がいる。だが、交付された ID カードが取り上げられ、移民として再カテゴライズされるケースや (cf. Leonard 1996: 297)、カンボジアに生まれ育ち、国籍の要件を満たしているベトナム系住民に国籍が認められていないケースがあるなど、行政が彼らを「クメール市民」の外部に止めておこうとする行為が見られる。

現行の移民法は、外国人を「非移民外国人」と「移民外国人」に分けており、クメール国籍を持っていないベトナム系住民は「移民外国人」に分類される⁹。内戦以前からカンボジアに居住し、1970 年代のベトナムへの避難を経てカンボジアに戻ったベトナム系住民は、1979 年以降の新規移民と区分されておらず、移民法は数世代にわたって同国に居住するなど、カンボジアに根ざしてきた人々を定義し得ていない。

外国人は内務省の管轄下にあり、「移民外国人」には居住する場所の警察から外国人居住者用のカードが交付される。移民法第 16 条では、「移民外国人」はカンボジアの当局からの要求に応じて交付されているカードを提示しなければならないこと、要求に応じない場合はカ

⁷ 先行研究において「ID カード」という言葉が用いられていたが、これらはカンボジアの国籍保有者の ID カードではなく、外国人居住者用のカードのことであると思われる。

⁸ 本稿のクメール語のローマ字表記は UNGEGN (United Nations Group of Experts on Geographical Names) Working Group on Romanization Systems の表記法をベースにしている (UNGEKN Working Group on Romanization Systems 2003)。

⁹ 移民法についてはカンボジアの人権 NGO、CDP (Cambodia Defenders Project) による非公式な英訳を参照した (http://www.cdpcambodia.org/cambodian_law.asp 2009 年 2 月 9 日閲覧)。

ードが押収されることが規定されている。カード押収の場合には、基本的に7日以内にカンボジア国外へ退去しなければならない。強制退去への異議の申立ての機会等については移民法に明示がなく（四本 1999: 100-102）、「移民外国人」は行政、なかでも特に警察に対して弱い立場に置かれている。

他方、カンボジアでは、ベトナムからの新規移民が行政関係者に賄賂を渡すことによって不法に滞在しているケースがある。そしてそれが野党や新聞によって宣伝されることで、合法的に滞在しているベトナム系住民でさえも一般のクメール人から不法移民と同一視される状況が生じている。ベトナム系住民をカンボジア社会の一員として位置づけることがなされず、さらに不法移民が適切に管理されていないことが、ベトナム系住民をカンボジアに「不当に」生活している人々、クメール人とは違う外部者であるとする見方を強化しており、そのことが彼らに対する料金徴収の正当化につながっている側面があると考えられる。

ベトナム系住民に対する「不当な」料金徴収は、公務員の給与の低さも原因となっている。公務員は給与だけでは家族を養うことができず、常に給与以外の収入源を求めている。見方を変え、不必要な数の公務員の採用は国民に最低限の現金の支給をおこなうセイフティー・ネット的なものであると同時に、その給与の低さは地位を利用した収入の機会によって埋め合わされている（Hughe 2003: 41-42）。差別を正当化する反「ベトナム人」の言説があり、先に述べたような法的立場に置かれていることで、ベトナム系住民は給与以外の収益源を求めている地方行政関係者の標的になりやすい。1990年代以降、国際的な認知と援助を得るために選挙の場で勝利しなければならなくなった人民党政権は、政治的忠誠の強化を企図し、地方の役人や軍の権益を保護している¹⁰（Hughe 2003: 39-44）。現在政権を担う人民党は親ベトナム的であるが、地方レベルでは行政に関わる人々に恣意的な権力行使が許されていることから「不当な」料金徴収などがおこなわれており、ベトナム系住民の困難な状況は簡単には変化しそうにない。

4. 調査地概要

調査地 B 村はメコン河沿いに位置する、クメール人とベトナム人が住む村である。国道 1 号線の途中、メコン河東岸の街ネアク・ルーン¹¹から南へ約 20 キロの地点にあり、ここからさらに 20 キロほど南下するとベトナムとの国境に出る。国境の向こうはベトナムのドンタップ省ホングウ県である。調査地のメコン河を挟んだ対岸はカンダール州ルーク・ダエク郡になる。

区役所への村長の報告によると、2006 年 3 月時点の B 村には 605 「家族」¹²、3380 人が暮

¹⁰ 政府による過剰雇用と給与の低水準化は 1993 年から拡大した（Hughe 2003: 41）。ローカルな権力者の利害に反する政策の実行は難しい。1994 年に成立した公務員法では、直属の上司の許可がなければ国家公務員や軍のメンバーはいかなる罪も起訴されないとされている（Hughe 2008: 43）。

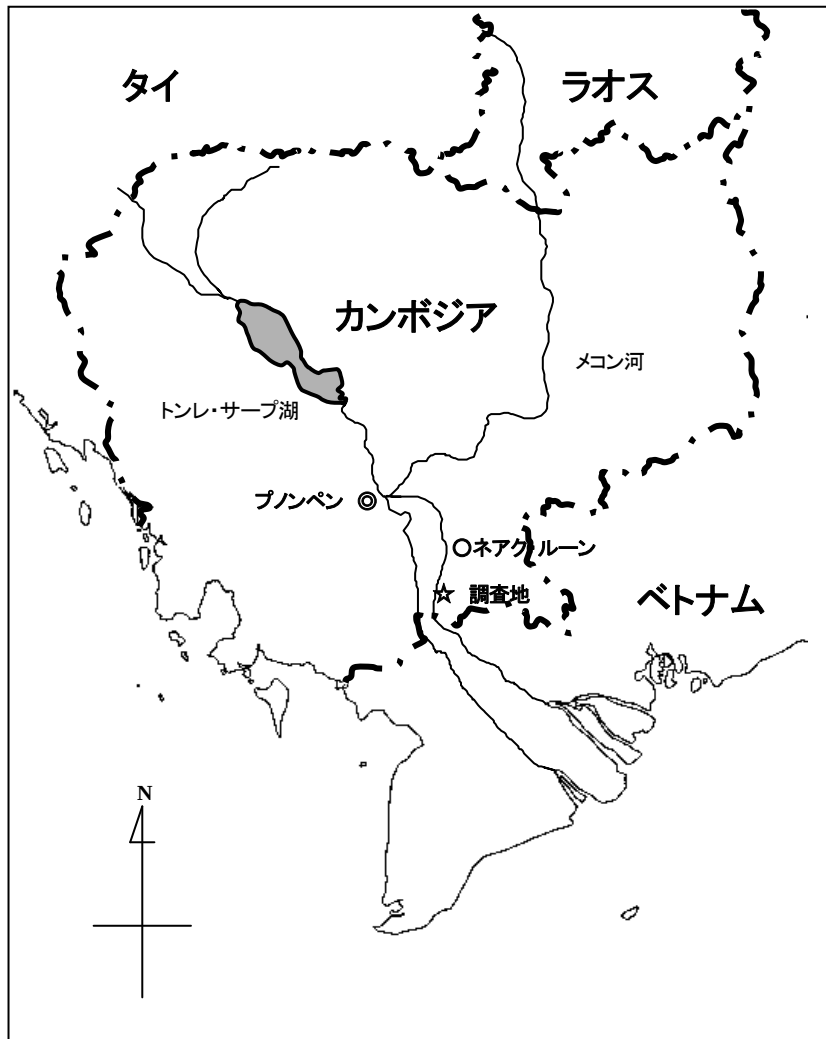
¹¹ メコン河西岸、東岸の 2 つの街は共にネアク・ルーンと呼ばれている。

¹² 調査時には、生計を同じくする単位を世帯として基本情報を収集しており、村長の集計における「家族」数とはズレがある。また、村長の集計は軍、銀行などで働く単身赴任者を人口に数えていないが、調査地に実際に居住する人を把握するために、筆者はそれらの人々にも基本情報の聞き取りを実施した。村長の集計では 149 家族、854 人が「ベトナム人」とであるとされ、カンボジア国籍がない人を「ベトナム人」と

らしていた。調査においては時間的・物理的制約から家族構成、生業等の基本情報の聞き取りを村の南半分の314世帯でおこない、北半分は一部の世帯への聞き取りと伝聞情報で補った。この基本情報の聞き取りをおこなった村の南半分を以下、調査地と呼ぶ。

B村のベトナム人はクメール人とは混住せず主に2つの集落に住んでおり、この2つの集落も調査地に含まれる。以下の調査地とその近隣の状況に関する記述においては、ベトナム人を自称する人々をベトナム人として扱い、混血の人々、あるいはベトナム系であってもカンボジアの国籍を持ち、時として自らをクメール人として表現するなど境界が曖昧な人々についてはベトナム人としての検討の対象としないこととする。

【図1 カンボジアと調査地の位置】



出典：筆者作成

して集計するということであった。しかし筆者の感覚でいうと、それらの人々を勘案しても「ベトナム人」は854人も存在しない。実際の集計はかなり適当なのではないかと思われる。

【表 1 調査対象＝村の南半分の世帯数・人口】

	世帯数	人口	村外居住	女性	男性
ベトナム人	79	335人	21人	165人	170人
クメール人	217	1039人	68人	526人	513人
境界不分明	18	78人	3人	34人	33人
合計	314	1452人	92人	723人	729人

出典：筆者聞き取り・集計（クメール人は2006年1月～12月、それ以外は2006年6月末現在）

注1) 生計を同じくする単位を世帯として集計

注2) 村外居住：人口のうち出稼ぎ、就学等による村外居住者を集計

注3) ベトナム人とクメール人夫婦の世帯は境界不分明扱いとしたが、
夫、妻はベトナム人、クメール人の人口にそれぞれ分類した。

ここで定義した調査地のベトナム人は、クメール人と会話する際にはクメール語を用いるが、彼らが住む集落内ではベトナム語を話している。クメール人の圧倒的多数が上座仏教を信奉するのに対し、ベトナム人はキリスト教徒の1世帯を除き、祖先祭祀を中心とした宗教実践をおこなっている（松井 2008a）。ベトナム人とクメール人は世帯の多くが核家族であるなど、共通した特徴もある。しかし双系的な傾向があるクメール人に対し、ベトナム人は理念上父系であり、結婚後は夫方居住を基本とするなど、相違点も多々見られる。

これらのベトナム人の大部分は、カンボジアに数世代にわたって生活してきた人々である。内戦前の調査地の住人の大多数がベトナム人であったことから、特に内戦前にこの地に住んでいたベトナム人は1979年以降に移入したクメール人に対して先住意識を持っている。フランスの地理学者ジャン・デルヴェールによると、彼が1958年刊の『カンボジアの農民』を執筆した当時、B村が属するピアム・チョウ郡の人口の80%、25,000人中2万人がベトナム人で、「この割合は1939年にはもっと多かった」という（デルヴェール 2003: 605）。

聞き取りや史料によると、内戦前の調査地においてベトナム人は農業に従事しており、主にトウモロコシや緑豆を栽培し、桑の木を植えて養蚕をおこなっていた。1970年代に入り内戦がはじまると、彼らは戦闘を避けてベトナムへと避難するようになる。これらの人々の多くは避難先に定着し、カンボジアへ戻る事がなかった。

ポル・ポト時代を経て、1979年にカンプチア人民共和国が成立した後の調査地では、土地を求めてクメール人の移入が増加した。ベトナム人は避難先のベトナムで土地を保有せず生活が成り立たない人々を中心に、主として1980年代にこの地に戻って来た。かつて調査地に居住していたベトナム人の住民の多くが帰還しなかったこともあり、ベトナム人は現在の調査地でマイノリティとなっている。

近年、クメール人の半数以上が農業に従事しているのに対し、ベトナム人は主に漁業、モノの商い、廃品回収等をおこない、状況に応じてしばしば仕事を変えている。ベトナム人の世帯には借地して農業経営をする世帯、雑貨店を経営する世帯もあり、それらは収入が比較的安定しているが、その他は収入が不安定である。調査地では雨季の零細なクメール人の漁を除き、漁業従事者のほとんどがベトナム人となっているが、B村内の、調査地よりもやや北には、ベトナム人と同様の舟・網を用いて漁をおこなっているクメール人の漁撈者が存在

する。しかし土地を所有できないベトナム人がニッチを求めた結果が¹³、調査地とその近隣のベトナム人とクメール人の間では競合する仕事が少なく、経済面ではお互いに相補い合う関係が見られる¹⁴。

5. 調査地のベトナム人の法的立場

カンボジアでは、内戦以前の同国に長期にわたって居住し、ベトナムへの避難後に帰還したベトナム系住民に国籍が付与されていないケースと（cf. MRG et al. 1995: 31）、国籍が付与されていた（しかし取り上げられた）ケース（cf. Leonard 1996: 297）の両方の報告があり、場所によって、あるいは時期によって、ベトナム系住民に対する政策の実施の仕方がことなっていることが推察できる。

調査地のベトナム人の場合は、その多くが国籍・市民権を持っていない¹⁵。国籍法では、出生によるクメール国籍の取得について、①嫡出子であって、両親の双方またはいずれか一方がクメール国籍を有するもの、②嫡出ではない子であって、クメール国籍を有する父または母が認知した者、③クメール国籍及びクメール市民権を有する父または母が認知しない子であって、裁判所が父または母がクメール国籍を有すると判決した者、④両親が外国籍であって、カンボジア国内で出生し、カンボジア国内に合法的に居住する者、⑤父または母が不明であって、カンボジア国内で出生した者、または出生したと推定される新生児、という 5 つが定められている（四本 1999: 97-98）。調査地のベトナム人のうち、内戦以前にカンボジアで生まれたベトナム人は、ベトナムに避難しカンプチア人民共和国時代に帰って来た後、カンボジアの国籍・市民権を持つ者に与えられる ID カードが交付された。だが、それ以外のベトナム人は、国籍の要件を満たしていても ID カードが交付されていない。

たとえば、調査地とその近隣出身の 50 代前半のベトナム人夫婦の場合は、1970 年代前半に戦闘を避けてベトナムへと避難し、1983 年に調査地に帰って来た。夫婦とベトナムに移動する前にカンボジアで生まれた長女は、調査地にて、国籍・市民権を示す ID カードの交付を受けた。しかしベトナムで出生して調査地に移動した 4 人の子どもは、両親が ID カードを持っている、つまりカンボジアの国籍を有しているにも拘わらず、ID カードが交付されていない。

調査地出身のベトナム人女性（61 歳）と、ネアク・ルーン出身の、内戦以前にカンボジアの国籍を持っていたベトナム人男性（調査時には故人）の夫婦の場合は、出稼ぎ先のプノンペンで結婚し、1970 年に南ベトナム政府の船¹⁶でプノンペンからベトナムへと移動した。彼らは家族とともに 1983 年にカンボジアに戻り、調査地に住むようになった。夫婦と 1960 年代にカンボジアで出生した子どもは ID カードの交付を受けたが、ベトナムで出生した子ど

¹³ カンボジアでは同国の法人とクメール国籍を持つ市民のみが土地を所有できる（East West Management Institute: 227）。

¹⁴ この関係については一部を第 42 回日本文化人類学会研究大会で発表した（2008 年 5 月 31 日、京都大学）。詳細は別途論文にまとめる予定である。

¹⁵ 内戦前までの彼らの法的な立場については現在調査中である。

¹⁶ 1970 年代前半、ベトナム系住民虐殺事件の後に南ベトナム政府がベトナム系住民のベトナムへの「送還」を手配しており（Poole 1974: 329）、この船はこのときのものと思われる。

もには ID カードが交付されなかった。また、1980 年代以降にカンボジアで出生した孫は、その親が ID カードを持っていたとしても、ID カードの交付を受けられなかった。

数年前、調査地では警察がベトナム人の ID カードを取り上げる事件があり、避難先のベトナムからカンボジアへ戻った後に ID カードの交付を受けた人でも、現在は保有していない場合がある。ただし調査地では、警察に ID カードを取り上げられた人にも選挙権が残されている。本来、国籍がある者にしか選挙権は与えられないはずであるが (cf. Rendall 1999: 54, 四本 1999: 165)、ID カード取り上げ事件はあっても、投票カードが取り上げられることはなく、投票カード保有者は選挙の度に投票に出向いている¹⁷。

移民法では、「移民外国人」に外国人居住者用のカードが交付されることが規定されているが、調査地では、国籍はなくとも、なぜか投票カード保有者はこの外国人居住者用のカードの交付の対象とはなっていない。外国人居住者担当のピナム・チョウ郡の警官によると、親に投票カードがあれば、その子どもも外国人居住者用カードの作成の対象とはなっていないという。担当官の話では、投票カードで保有者とその家族の居住権が認められているかのようであった¹⁸。これらの人々は外国人居住者用カードの更新時に支払わなければならない料金も免除されている。投票カードの保有者とその家族を外国人居住者用カード作成の対象としない状態は、「もう随分長いことになる」と担当官が話していた。しかし、この状態がいつまで続くかはわからないという。

外国人がカンボジアで帰化を申請する場合は、品行方正である旨村長か区長が発行した証明書、無犯罪証明書を有し、移民法に定められた外国人登録の日から 7 年以上継続してカンボジア国内に居住していること、カンボジア国内に住宅を持っていること、クメール語の読み書きができ、クメール人の伝統と習慣を受け入れ、国家に害を及ぼすおそれがないことが要件とされている (四本 1999: 98)。調査地のベトナム人はクメール語の読み書きがまず障害となり、さらに手続きには多額の資金が必要になるということで、事実上帰化の可能性は閉ざされている。

内戦時にベトナムに避難した調査地のベトナム人は、ベトナムにてベトナムの ID カード (*chứng minh thư*) ¹⁹の交付を受けている。しかしカンボジアへの移動後に更新していないカードが現在も効力を持つかは疑問である。ベトナム生まれでもベトナムの ID カード交付年齢に達する前にカンボジアにきた者、1979 年以降にカンボジアで出生した者は、ベトナムの ID カードを保持していない。調査地のベトナム人は、今もベトナムに居住するキョウダイ、親戚や、近年ベトナムへと嫁いだ子どもなどがあり、必要となればいつでもベトナムに戻る

¹⁷ 調査地のベトナム人は政権が交代した場合にはカンボジアに居住できなくなるかもしれないと危惧しており、親ベトナム的な現与党、人民党への強い投票意欲を持っている。

¹⁸ 一見温情的なこの措置は、合法的にカンボジアに居住していることを示す書類を持たないベトナム人を生じさせるという問題を併せ持っている。

¹⁹ 18 歳以上のベトナム国籍保持者はこの ID カードの所持を義務付けられている (樫永 2004: 166)。ベトナムでは主に戸籍登録と居住登録によって個人が管理され、戸籍登録に基づいて ID カードが発行される (樫永 2004: 168)。1995 年に公布されたベトナム民法では、戸籍に出生、婚姻、養子、保護者、親子関係、民族、改氏改名、死亡が登録されることが明記してある (樫永 2004: 169)。また、現在のベトナムでは居住登録による居住地の確定によって諸個人が裁判、選挙、各種書類手続きなどを含む基本的な民事権と義務を法的に確立し、実現できることが規定されている (樫永 2004: 171)。しかし戸籍簿の管理実態は曖昧であり、ID カードもベトナム国籍者全体に行き渡っていない (樫永 2004: 172)。

ことができるつもりでいる。しかし 1970 年代のカンボジアの内戦時に避難民としてカンボジアのベトナム系住民を受け入れたベトナムは、1990 年代前半のカンボジアで、ポル・ポト派の攻撃によってベトナム系住民がベトナムへ逃れようと国境へ押し寄せたときには、これを受け入れようとしなかった経緯があり (MRG et al. 1995)、調査地のベトナム人はベトナムにおいて将来的な居所の保証を持つわけではない²⁰。

6. 行政との接点

カンボジアの地方行政単位は、州－郡－区－村²¹という階層構造を持つ。地方の行政組織は、内務省の下に州庁が置かれ、その下に郡役所、区役所が連なる。郡長は州政府が任命するが、区長は 5 年ごとに選挙で選ばれる。ピナム・チョウ郡の郡役所には教育青年スポーツ課、環境課、農業課、保健課、計画課、宗教課、女性問題課、社会問題課、退役軍人課、司法調査課がある。郡長付きの警官によると、郡の軍隊、PM (軍警察)²²、警察は郡役所の管轄下にあるわけではないが、郡役所を補佐する役割を果たしている。警察と PM は同じような仕事をしているが、警察が内務省管轄であるのに対し、PM は国防省管轄である。

区役所は結婚・離婚の書類、親子の名前を記載した家族帳 (*siěv phǎu kruōsar*)、住所とそこに住む人を記載した居住帳 (*siěv phǎu snak nǒu*) の交付に関わる。調査地ではベトナム人と区役所を村長が仲介しており、ベトナム人が区役所へ行くことはない。結婚の書類 (許可願) 提出時は村長に 5000 リエル (約 1.25 米ドル)、区役所に 1 万リエル (約 2.50 米ドル) を支払う²³。しかし離婚に際してはベトナム人はベトナム人のしきたりに従って別れの手続きをし、公的な離婚届は出さずともよしとしている。

筆者の定着調査時に 50 代後半だった区長は元小学校校長で、既に 15～16 年現職にあった。彼はネアク・ルーンのある村出身のクメール人で、1979 年から B 村の隣村に住み始めた。郡長は外部者であり、職務を終えると転出していくが、区長は村人同様この地域に居住し、農業もおこなっている。B 村のクメール人にとっては上座仏教寺院の行事等の機会に会って気軽に話ができる身近な存在である。しかし、ベトナム人が隣村に住む区長と接する機会はほとんど無い。また、ベトナム人の女性たちはモノを売りに、あるいは廃品回収で外を歩き、クメール人の家々のことをよく把握している。彼女たちは調査地に住む郡長のこともよく知っているが、自分たちは貧しいので「偉いさん (*neak thum*)」に話しかけることはないのだと言う。

ベトナム人にとって日々の行政との接点は村長である。村長は区長の任命によるが、B 村

²⁰ 越僑会プレイ・ヴェン州支部長によると、同州では年間約 30 家族がベトナムに移動しており、その際には越僑会が書類を用意する。書類が無い場合はベトナム側が受け入れないという (2006 年 8 月 2 日聞き取り)。越僑会については本稿 9 ページ参照。

²¹ カンボジアに関する研究において村 (*phum*) を行政単位と捉えない見方もあるが、B 村は行政によって区切られており、自然村ではない。2006 年は 1 ヶ月につき 2 万リエルが村長に支給されていた。

²² クメール語－英語の辞書 (*The Modern Khmer-English Dictionary 2003*) によると "soldier of police militia"。現地の人々は PM と呼ぶ。

²³ 調査時の為替レートに沿って、1 米ドルを約 4000 リエルとして換算している。また、本稿の記述における金額は、すべて 2005 年 12 月～2007 年 3 月の長期定着調査時のものである。

では以前の村長の死後、20 年近く同じ人物が村長を務めている。40 代半ばの村長はカンダール州出身のクメール人の男性で、ポル・ポト時代をピアム・チョウ郡に隣接するプレア・スデイ郡で過ごし、1979 年にプレア・スデイ郡出身の妻とその親と共にこの村へ移入した。彼は早朝、魚や野菜が売買される朝市で料金を徴収しており、ほぼ毎日ベトナム人と顔を合わせている。村内の道路整備のための課金を集めに来たり、選挙前に投票用紙の説明に来るのも村長である。投票用紙には政党名のほかに政党のマークが印刷されており、村長はクメール語が読めないベトナム人のために「天女が足を折り曲げているのが人民党で、蠟燭がサム・レンシー党」という風に各党のマークの特徴を説明する。乾季には村長宅の庭で闘鶏がおこなわれ、ベトナム人男性も毎回参加している。

カンボジアではポル・ポト時代後、国が 1970 年代前よりもローカル・レベルに影響を及ぼすようになり、1979 年のカンプチア人民共和国成立以降から地方の警察のコントロールも強化されたといわれる (Ledgerwood and Vijghen 2002: 121-122)。調査地にも郡の警察署、PM の駐屯地が置かれており、大きな存在感を持っている。他にベトナム人に関わるカンボジアの機関としては学校、診療所がある。ただし、現在カンボジアの正規学校に行っているベトナム人の子どもはごく少数であり²⁴、また村の診療所に行くベトナム人は皆無といってよく²⁵、関わりが少ない。

ベトナム人の側の組織といえるものとしては越橋会がある。在カンボジア・ベトナム人の組織である越橋会の本部はプノンペンにあり、カンボジア全州に支部が置かれている。プレイ・ヴェン州支部は、ベトナム人にカンボジアの法を遵守させること、問題があったら解決すること、土地を借りることができるようにすること、子どもを学校に行かせることをめざしている²⁶。ピアム・チョウ郡支部は 2003 年 1 月に発足した。調査地の人々は、カンボジア全土のベトナム人との連帯のためというよりは、会員証を所持していると国境通過が容易になる等の利点のために越橋会の会員となっている。筆者が滞在していた 2006 年 7 月に、越橋会ピアム・チョウ郡支部長が 74 歳の男性から 38 歳の男性に交代したが、この新支部長は同郡での越橋会設立時の中心人物であり、ピアム・チョウ郡の郡長をしばしば訪ね、話し合いをおこなっていた。

²⁴ 外国人扱いの彼らは公務員になることはできず、身近に企業の事務職として採用される例もないため、カンボジアでの学歴は必要と思われていない。しかし親は実務上で役立つ文字、算数を子どもに身に付けさせたいと考えており、ベトナムで教員の資格を取った女性が集落内で開いているベトナム語・算数教室に子どもを行かせている。子どもを親戚の家に預け、ベトナムの学校に行かせることもある。カンボジアの正規学校に子どもを行かせているベトナム人は、子どもを集落内のベトナム語・算数教室に行かせても字が身に付かない、クメール語の文字を勉強させた後にベトナム語の文字を勉強させる等の理由を話していた。正規学校のクメール人の教師はベトナム人の子どもが正規学校に通学しないことを特に問題視しておらず、ベトナム人の子ども向けの教室があるので、それはそれでいいのではないかと考えているようであった。

²⁵ ベトナム人は診療所の治療が有効であるとは信じておらず、重病人はベトナムへ運ばれる。しかし診療所職員が経営する薬局や助産婦は利用されている。ユニセフや世界保健機関がスポンサーとなった子ども向けの予防接種などが実施されるときには診療所の担当者がベトナム人を呼びに来る。

²⁶ プレイ・ヴェン州支部長へのインタビューによる (2006 年 8 月 2 日聞き取り)。

7. 料金徴収の対象

先に述べた道路整備の課金と朝市の料金の場合は、調査地のクメール人からも料金が徴収されていたが、ベトナム人は他にクメール人とは違ったさまざまな料金徴収の対象となっている。法定の料金がある一方で勝手なきまりがつくられ、恣意的にお金が要求されることが多々ある。この料金徴収の場が、ベトナム人が行政と関わるのが最も多い場であり、序論で述べたように、ベトナム人の生活とカンボジアという国に対する見方に大きく影響を与えるものとなっている。

7-1. 漁業に伴う徴収金

カンボジアの内水面漁業は漁業法によって大規模、中規模、小規模漁業に分けられている²⁷。大規模漁業は入札によって漁区の漁業権を獲得し、定置網や簍を利用して操業するものであり、中規模漁業は延縄、10メートルを超える刺網、四手網を利用し、漁具の種類と数を政府に登録してライセンスを受け、漁区以外で操業をおこなうものである²⁸（堀 2008: 35）。大規模漁業、中規模漁業共に魚が産卵する時期は禁漁期となっている（堀 2008: 35）。これに対し10メートル以下の刺網や5メートル以下の投網を用いたり、釣りをおこなう小規模漁業は禁漁期がなく、ライセンスも不要である（堀 2008: 36）。小規模漁業は漁期の間は漁区外での操業となるが、禁漁期には漁区内でも操業をおこなうことができる（堀 2008: 36）。

調査地ではベトナム人の79世帯のうち33世帯が、漁区が設定されていないメコン河で漁業に従事している。70～100メートルの網を使う彼らの漁は、中規模漁業に分類される。州政府の係員は年に1度彼らを訪問し、漁をおこなう世帯ごとに、あらかじめフォーマット化された漁の許可願の紙に漁撈者の氏名、年齢、住所、使用する漁具とその大きさを記入し、年間3～6万リエル（約7.50～15米ドル）を徴収している²⁹。集金時に手持ちの資金がなく払うことができない場合は、料金の徴収者が名前を控え、後で支払うこととなる。彼らは雨季に調査地の東側にある「小さな河」³⁰の氾濫原で漁をおこなうことがあり、このときは別途、魚を獲るための大きなカゴを仕掛けた場所の1ヶ所につき10万リエル（約25米ドル）を払わなければならない³¹。これとは別に地元ではPMがお金を乞いに来る。2005年は漁業をおこなう各世帯が1万リエル（約2.50米ドル）をPMに渡したが、2006年は越僑会郡支部長がPMにベトナム人の資金的困窮を訴え、払わずに済んだ。

調査地のベトナム人によるとメコン河の中間部より西側はカンダール州管轄であり（図2

²⁷ 漁業法に関しては農林水産省水産局のウェブサイト上にある非公式な英訳を参照した（Law on Fisheries: Unofficial Translation, as of 20 March 2007, supported by ADB/FAO TA Project on Improving the Regulatory and Management Framework for Inland Fisheries www.fia.maff.gov.kh 2009年2月6日閲覧）。

²⁸ 本稿執筆過程では、東京大学大学院農学生命科学研究科研究員の堀美菜さんに漁と漁具に関する詳しい説明をいただいた。

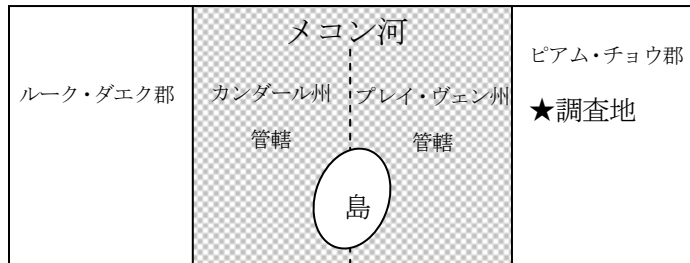
²⁹ 農林水産省水産局での聞き取りによると、100メートル以上の網を用いる場合には、料金支払いをお願いしているとのことであった。州政府が料金を徴収し、中央政府には徴収した金額についての書類が送られる（2009年2月3日聞き取り）。

³⁰ クメール語ではトンレ・トーイ（*tônle toch*）、ベトナム語では Sông Bé。どちらも「小さな河」という意味である。

³¹ この料金については名目が不明である。

参照)、こちらでも漁業の徴収金を支払わなければならない。カンダール州側では州政府、郡と区の警察、PM お金が徴収する。ベトナム人によると徴収される料金はまちまちで、PM に3〜5万リエル(約7.50〜12.50米ドル)、各区の警察に1〜2万リエル(約2.50〜5米ドル) ずつという意見があるかと思えば、PM に2万リエル、郡役所所在地の警察に4万リエル(約

【図2 メコン河の管轄 概念図】



出典：調査地のベトナム人からの聞き取りにより筆者作成

10米ドル)、カンダール州側とプレイ・ヴェン州側の間に位置する島の警察に3万リエルを半年に1度ずつ、という意見もあり、はっきりした金額が特定できない。これは料金がその時々で恣意的に徴収されていることによると思われる。エビ漁をおこなうとき

はさらに追加料金を支払わなければならない。調査地のベトナム人のある世帯ではエビ漁のために対岸のルーク・ダエク郡のPM に7万リエル(約17.50米ドル)、警察に2万リエル、カンダール州政府に10万リエルを支払った。

既に述べたように、プレイ・ヴェン州側では料金の後払いが可能であるが、カンダール州側では前もって支払わずに操業していると拿捕され、その都度「罰金」10万リエルが課される。支払わない場合は差し押さえられた舟のエンジンが売却されてしまう。「数年前までは州政府だけだったのに、今では誰もが捕まえる」と調査地のベトナム人は言う。ベトナム人は州政府へきちんと料金を支払うことによって漁業が許可されると考えているが、PM、警察による課金は本来支払う必要がない「不当」なものであると見ている。

調査中、カンダール州側の2ヶ所でエビ漁の料金をPM、警察に前もって支払った人から、料金支払い時に受け取ったごく小さな紙切れ2枚を見せてもらう機会があった。1枚は徴収者が日付と自分の名を書いたもので、もう1枚は魚を感電させてはならないこと、蚊帳のような小さな目の網で漁をしてはならないことが手書きしてあり、この料金には全く関係のないお正月の遊びについてのクメール語のスタンプが押してあった³²。この紙を操業時に携帯していなければ、PM と警察が要求する課金を払っていないものと見なされ、エンジンが差し押さえられ「罰金」が課される。このことに関してベトナム人側から異議を申し立てることができる場はない。

対岸では一度に州政府、警察、PM という複数箇所への支払いをおこなわなければならないが、これらの徴収金は合計すると高額となり、漁をおこなうベトナム人は一度に支払うことができない。結果として前払いしないまま漁をおこなって捕まり、「罰金」を払わせられることとなる。川の東半分のプレイ・ヴェン州側で漁をおこなっていても、カンダール州側のPM が来て拿捕する事例も報告されており、漁をおこなうベトナム人は困りきっていた。

トンレ・サープ湖地域では、クメール人に対しても警察や州政府による賄賂の要求や違法

³² 漁をおこなっているベトナム人がクメール語を読めないにしても、料金徴収のスタンプとしてこのようなものを使用しているのは馬鹿にしていると思ったが、当事者にとってこれが料金支払いの識別となるものとなっていればよいのだろうか。

な課税がおこなわれているという報告がある。だが、B 村内の、調査地よりもやや北に位置する集落において、エンジンを載せた舟を所有し、ベトナム人同様に 70～100 メートルの網を用いて漁をおこなっているクメール人の 30 世帯ほどは、プレイ・ヴェン州、カンダール州の政府、PM、警察のいずれにも料金を徴収されていない。ベトナム人の目には、クメール人が徴収の対象とされていない、特に彼らが「不当」であると感じている料金の徴収が、彼らに対する迫害であると映っている。

7-2. その他徴収金

調査地のベトナム人には、漁撈に関する他にも、料金を支払わなければならない場面が多々ある。国籍・市民権を示す ID カード、あるいは投票カードを有する人とその家族以外は、18 歳以上になると外国人居住者用のカードが交付され、3～5 年毎のカードの更新時に 7000～2 万里エル（約 1.75～5 米ドル）を警察に支払わなければならない³³。料金徴収後には氏名、性別、家に住んでいる人数等が記入された内務省の領収書が交付される。警察は時折、ID カード保有者、投票カード保有者にもこの料金を請求することがある。ベトナム人は何のための料金かよく理解しないまま、逆らうことができず警察にお金を支払っていた。

先に調査地のベトナム人の法的立場についての箇所でも触れたように、数年前にはベトナム人が保有していたカンボジアの国籍・市民権をあらわす ID カードを、郡の警察が来て持ち去る事件があった。警察からは「誰もが提出している。提出しなければ罰金を課す」と言われたという。2 万里エルを払えば返してくれたが、お金を惜しんで返してもらえないままとなった人もある。

家を新築した場合は、郡の環境課にお金を払って書類をつくる必要がある。この書類をつくらないと後で警察が呼びに来て出頭させられ、言いがかりをつけられる。書類を見せてもらったところ、何度もコピーを繰り返して字が読みにくくなった書面の左上に環境課と印字してあった。金額は 1 万里エルと書いてあったが、書類を見せてくれたベトナム人は 2 万里エル払ったという。筆者が 1 万里エルと書かれていることを指摘すると、「警察でも取ったのだろう」と特に驚きもせずと言った。このことから、官憲が勝手にお金をとってもおかしくないと調査地のベトナム人が思っていることが伺える。書類にはこれが税に関するレターではないこと、環境問題とカンボジア王国の自然資源保護のためにお金を徴収すること等が書かれてあり、右下にクメール人によって署名代わりに世帯主の名前が代筆され、その左側に環境課長の署名があった。

対岸のカンダール州では、バイクで移動していると警察に言いがかりをつけられ、その時にカンボジアに合法的に居住していることを証明する書類を持参していなければ 10 万里エル（約 25 米ドル）、所持していても 1000～2000 リエル（約 0.25～0.50 米ドル）が徴収されるという。クメール人に売るための塩をベトナムから持って来た舟を、カンダール州の PM が差し押さえたこともある。舟は 30 万里エル（約 75 米ドル）を払って返してもらわなければ

³³ 移民法第 21 条には、このカードは 2 年間有効であり、2 年毎の手続きによって有効期限を延長できることが書かれている。しかし調査地の外国人居住者担当の警官によると、カード更新期間と更新時の料金は一定ではなく、内務省より命令が来た時にこれを実施している（2009 年 1 月 23 日聞き取り）。

ならなかった。「1 往復で利益が 10 万リエルなのに。見つからないように塩の上にサウマウ³⁴と芋を置いていたら、サウマウと芋がダメになってしまった。(塩を持ってくることを指して) 善行をしているのに捕まえられる」と、塩を持ってくる商売をしている家の 15 歳の娘は話していた。「善行」というのは、ベトナム人がクメール人の農家に塩を売り、代金を翌年収穫した種籾で受け取っており、農繁期にお金のないクメール人農家にとって助かる取引となっていることを指している³⁵。

調査地においてベトナム人はこのように様々な料金徴収の対象となっているが、クメール人は商店³⁶や朝市の料金、道路整備のためのお金の徴収はあっても税金はなく、ベトナム人が徴収されているような外国人居住者用カード更新時の料金、家を建てる時の料金は発生しない。雨季に水路や氾濫源で零細な漁をおこなうクメール人への料金徴収がおこなわれていないのはもとより、ベトナム人同様に漁を営むクメール人もベトナム人のような料金徴収の対象とはなっていないかった。

トンレ・サーブ湖地域ではクメール人漁撈者に対して賄賂の要求等がおこなわれ、他にも他地域でクメール人が地方行政による土地の不法な収用、軍に関係する人権侵害等の被害に遭っている事例がある (cf. Hughes 2003)。調査地においても、土地の売買の証書作成の際に村長が売買金額の 30%を要求するなど、地方行政関係者によるクメール人に対する搾取の機会があるが、それらの料金徴収は人々の個別の状況に応じて発生しており、関わりのないクメール人が常日頃から意識しているものではない。また、料金徴収によって、クメール人が民族的な理由で差別されていると感じることはない。

調査中、聞き取りの対象となったベトナム人は、しばしばクメール人との対比のもとに自らの境遇を語った。漁をやめ、果物を商うことにした 34 歳の男性は「漁はやめた。捕まえられすぎる。それにこの頃は魚も多くない」と言い、漁に関わる料金支払いの話をひとしきり語った後、「クメール人は捕まえられないのに・・・」と言っていた。同様の話は他の人々からも聞くことができる。彼らはなぜ自分たちばかりがこのような目にあわなければならないのかという思いを持っている。

8. カンダール州ルーク・ダエク郡との比較から

だが、地方の状況は決して一様というわけではない。先に漁業に関する徴収金の事例で見たように、ベトナム人に対する行政の扱いはメコン河対岸のカンダール州側のほうがひどいとされる。

調査地の対岸の、カンダール州ルーク・ダエク郡のベトナム人は「プレイ・ヴェン州ではベトナム側とクメール人の側がお互いに連絡を取り合っている」、「ピラム・チョウでは生活が普通で楽だ」と言っている。ピラム・チョウ郡ではベトナム人が土地を借りて農業を営むこ

³⁴ 熱帯地域で栽培されている果物、ランブータンのこと。

³⁵ 2006 年 4 月は塩 30 キロを翌年の種籾 40 キロと交換していた。

³⁶ 市場とその周辺の商店は村長が月に一度お金を徴収している。市場の中の店は 1 ヶ月 6000 リエル、市場近隣の道沿いの店は 1 ヶ月 3000 リエル。

とができるが、ルーク・ダエク郡ではこれは認められていない。ルーク・ダエク郡のベトナム人は「(カンダール州側の) 越僑会は力がない」と言っており、彼らは行政との事態改善のための組織的な対話の接点を持っていない。

ルーク・ダエク郡のベトナム人は2006年に、警察から1人50万リエル(約125米ドル)を出さないとベトナムに追い返すと言われ、それを対岸出身の息子の嫁から聞いた調査地の52歳の女性は「1人50万リエルなんて払えない。100ドル以上だ。いつこちら側でそれが言われるか・・・」と不安そうな顔になっていた。筆者がこの件について越僑会プレイ・ヴェン州支部長にたずねると、「投票カードや警察でつくるカードなどが何も無ければ、市や郡に住むとき、2年で50万リエルを払わなければならなくなった。2年経ってから国籍が欲しければ許可願をつくる。そのことだろうが、人々が知らなければ警察がお金をとろうとする。警察も(法律のことを)よくわかっていない。こちら側(プレイ・ヴェン州)ではそんなことはさせない」との返事が返ってきた。

メコン河の両側におけるこのような違いがどこから来ているかを考えてみると、プレイ・ヴェン州側では行政の末端部分でベトナム人からお金を多々徴収してはいるものの、郡レベルでの行政の親ベトナム的な姿勢がある。ピナム・チョウ郡を含むプレイ・ヴェン州3郡と、国境を接するベトナムのドンタップ省2県は、2004年から持ち回りで定期的に会議を開催している。2006年7月にピナム・チョウ郡で会議が開かれた際の議題は、国境をこえて簡単に往来ができるようにすること(カンボジア側の人々がベトナムの病院に行ったり、ベトナム人が朝カンボジアへモノを売りに来て夕方には帰る等)、人々の安全に関すること(クメール人がベトナム領で罪を犯した場合はカンボジアに引き渡す、ベトナム人がカンボジアで罪を犯した場合にはベトナムに引き渡すという、犯罪者に関する取り決め)、国境で問題が生じた場合、一方だけで解決を図るのではなく、互いに連絡を取り合い、双方で解決することの3つであった。2005年からはカンボジアのお正月の前に、ピナム・チョウ郡の人民党主催で、隣接するベトナムのホングウ県の書記ほかを招いた新年パーティが開かれている。

このような地方行政によるベトナムとの連携の動きの他に、越僑会リーダーの力量、越僑会の行政とのつながりの力にも差異がある。調査地に居住している越僑会のピナム・チョウ郡支部長は、しばしば郡長をたずねて会談している。2006年7月の越僑会ピナム・チョウ郡支部の新支部長選出にあたっては、越僑会プレイ・ヴェン州支部長、郡内8つの区のベトナム人の代表、ピナム・チョウ郡の郡長、警察が集まり会議をおこなったが、郡長、警察などカンボジアの行政関係者が参加しているところが緊密な関係を示すものとして注目される。

越僑会のプレイ・ヴェン州支部長は、対岸のカンダール州に住むベトナム人の生活の難しさについて筆者がたずねたときに、「対岸の越僑会はあえて行動しようとしなない。偉い人を知らない」と言い、「私は偉い人を知っていて交渉にも行く」と言っていた。州支部長は、彼自身がカンボジアの国籍を持っており、クメール人としても行動可能なことが交渉時にも役立っていると言う³⁷。

調査地では地方行政関係者とベトナム人が顔の見える関係であることも大きい。ベトナム

³⁷ このことから力関係が推察できる。州支部長がクメール人としても行動できることがカンボジア社会の一員としての対等な会話を可能にしているとすれば、このことはクメール国籍を持たない一般のベトナム系住民に発言権がないことを示しているとはいえないだろう。

人の茶店を PM が利用したり、ベトナム人が魚を売りに行くなど、PM や警察、その他行政機関の関係者とベトナム人の間で往来があり、彼らはお互いをよく知っている。ベトナム人女性と結婚している PM、警官もいる。

調査地のあるベトナム人世帯では、PM がお金を徴収に来たが、子どもが生まれたばかりでお金がない状況を見て徴集せずに帰った。以前、この世帯が陸に家を持たず舟に住んでいたときも、PM は彼らを哀れに思ってお金を徴収しなかったという。調査地の 54 歳の男性は、対岸で PM、警察らに料金を前払いした日の夜に「こちら側（プレイ・ヴェン州側）では PM は何でもない。知り合い同士だ」と言っていた。身内や友人を最悪にすることがクメール人の公正さのイデオロギーであるとされるが（Ledgerwood and Vijghen 2002: 128）、パトロンクライアント関係とまではいかないものの、調査地のベトナム人が置かれた状況にも、人的つながり次第で操作可能な部分が見られる。

9. むすびにかえて

漁に出て捕まえられ、「罰金」を払わせられることで、近年、調査地では漁をやめ、別の商売をはじめたベトナム人が増えている。ベトナムへ再移住する人もいる。再移住を決めた 60 歳の男性は「細々と漁をしているのに、捕まえられてお金をとられてはやっていけない。ベトナムでは魚は少ないけれど、捕まえられることはない。自分の思うままに仕事ができる」という風に自らの移住について語った。移住に対する他の人の反応はというと、54 歳の男性は「確かにベトナムでは捕まえられないが、土地がないと（生活が）困難だ」と話していた。ベトナムの方がいいがカンボジアにいるしかないという人々は、ベトナムでは土地がないと経済的に生活が成り立たない、土地がない場合はカンボジアにいたほうが食べていける、ということを経験として挙げていた。ベトナムにいたいと言う人も、ベトナムに住むことができない現実がある³⁸。

「不当な」料金徴収に対しては、ベトナム人の側も何らかの働きかけをおこなおうとしている。カンダール州側で漁をおこなって「罰金」10 万リエル（約 25 米ドル）を要求されたが、値切って 8 万リエル（約 20 米ドル）にした例があるなど、彼らは料金の値切り交渉をおこなっている。「罰金」が要求されたある世帯では、対岸の PM の妻の母親がベトナム人であったことから、対岸出身である息子の嫁の実家を通じてその家にアプローチし、本来 10 万リエルの支払いが 65,000 リエル（約 16.25 米ドル）で済んだ。また、漁に伴う料金徴収に関しては越僑会郡支部長が対岸の PM、警察に徴収された金額を一覧表にしてピアム・チョウ郡の郡長に提出し、郡長を通じて相手側に金銭的負担の大きさと「不当さ」を訴えようとしていた。

料金徴収の数々は、調査地のベトナム人のカンボジアという国に対する見方、ベトナム人であるという自意識に影響を与えている。「不当な」料金徴収の対象となることによって、カンボジアは不正がまかり通る国であると考えられるようになり、その一方でベトナムは正しい

³⁸ 問題はあっても、カンボジアを自分の居場所、今後も住み続ける場所と考えているベトナム人も存在するが、そのことには調査地に家族・親族がいることや、一般のクメール人とのつきあいも含めて彼らが地域社会に定着していることが関係しているように思われる。このことについてはまた稿を改めて論じたい。

ことがおこなわれるという、一種理想化された語りがなされている。筆者が調査に入る前に策定した研究計画では、カンボジアとベトナムという2つの国民国家の枠組みがまず彼らの中に前提としてあり、それが民族間関係等に影響を与えているという状況を想定していた。しかし、実際に調査をおこなってみると、現地のベトナム人は彼らとクメール人との関係、現場レベルで接触する政治を通して国を見ていた。調査地のベトナム人は、彼らに「不当さ」を感じさせる事象からその背後にある力関係を認識している。

また、彼らは居住地でのクメール人との接触、交渉によって、あるいは祖先祭祀などルーツを認識させる装置によって自らをベトナム人として日々意識しているが、カンボジアで「ベトナム人」を「他者」化する言説と共に、国の機関の末端部分である地方行政との接触もまた、彼らの自己認識の契機のひとつとなっていた。カンボジアではベトナム系住民が差別や迫害を受けることによって同化の戦略をとる場合や「ベトナム人らしさ」が目につかないよう行動したりすることが報告されているが (Leonard 1996, Bertrand 1998)、筆者の調査地のベトナム人は、彼らにとって「不当」であると感じられる料金を徴収され、クメール人と違った処遇を受けることによって、ベトナム人であるという意識を強めている。

ベトナム系住民にとってカンボジアに暮らすことがどういうことなのか、また、彼らの自己意識の構造について議論を深めていくためには、彼らと行政の関わりの歴史の変遷、彼らにとってのベトナム、自己についての認識に関わるその他の要因についてさらに検討する必要がある。本稿ではひとまず、調査地のベトナム人と行政の関わりの現状と、その影響の様相を示した。

参考文献

- 天川直子. 2003. 「カンボジアの人種主義：ベトナム人住民虐殺事件をめぐる一考察」 竹内進一（編）『国家・暴力・政治：アジア・アフリカの紛争をめぐって』東京：アジア経済研究所: 109-145.
- Amer, Ramses. 1994. The Ethnic Vietnamese in Cambodia : A Minority at Risk ?. *Contemporary Southeast Asia* 16(2) : 210-238.
- Barnett, Anthony. 1990. Cambodia Will Never Disappear. *New Left Review* 180 : 101-125.
- Bertrand, Didier. 1996a. Les pêcheurs vietnamiens au Cambodge: Une intégration difficile malgré une apparente complémentarité. *Cambodia Report* 2 (1): 12-14.
- . 1996b. Les Vietnamiens au Cambodge: Relations avec les khmers et élaboration d'une identité: étude des modes d'interculturalisation. In *Interdisciplinary Research on Ethnic Groups in Cambodia, Final Draft Reports*. Phnom Penh: Center for Advanced Study: 181-249.
- . 1998. Les Vietnamiens au Cambodge: Analyse des représentations et des conditions d'une intégration. *Aséanie* 2: 27-46.
- Chou Meng Tarr. 1992. The Vietnamese Minority in Cambodia. *Race & Class* 34: 33-47.
- デルヴェール, ジャン、及川浩吉訳、石澤良昭監修. 2002. 『カンボジアの農民：自然・社会・文化』東京：風響社 (Jean Delvert. 1958. *Le paysan cambodgien*. Paris: Mouton).
- Derks, Annuska. 1996. Diversity in Ethnicity: A Picture of the Vietnamese in Cambodia. In *Interdisciplinary Research on Ethnic Groups in Cambodia, Final Draft Reports*. Phnom Penh: Center for Advanced Study: 251-275.

- . 1998. *Trafficking of Vietnamese Woman and Children to Cambodia*. Phnom Penh: International Organization for Migration; Center for Advanced Studies.
- East-West Management Institute. 2003. *Land Law of Cambodia: A Study and Research Manual*. Phnom Penh: East-West Management Institute, Inc., supported by the Asian Development Bank Implementation of Land Legislation Project.
- Edwards, Penny. 1996a. Imaging the Other in Cambodian Nationalist Discourse Before and During the UNTAC Period. In Steve Heder and Judy Ledgerwood, eds. *Propaganda, Politics, and Violence in Cambodia: Democratic Transition Under United Nations Peace-keeping*. Armonk: M.E. Sharpe; London: An East Gate Books: 50-72.
- . 1996b. Ethnic Chinese in Cambodia. In *Interdisciplinary Research on Ethnic Groups in Cambodia, Final Draft Reports*. Phnom Penh: Center for Advanced Study: 109-175.
- . 2007. *Cambodge : The Cultivation of a Nation, 1860-1945*. Honolulu : University of Hawai`i Press.
- Etcheson, Craig. 1984. *The Rise and Demise of Democratic Kampuchea*. Boulder: Westview Press; London: Frances Pinter.
- Hinton, Alexander Laban. 2002. Purity and Contamination in the Cambodian Genocide. In Judy Ledgerwood ed. *Cambodia Emerges from the Past: Eight Essays*. Dekalb, IL: Southeast Asia Publications, Center for Southeast Asian Studies, Northern Illinois University: 60-90.
- Hood, Marlowe and David A. Ablin. 1990. The Path to Cambodia's Present. In Marlowe Hood and David A. Ablin, eds. *The Cambodian Agony*. second ed. New York; London: M. E. Sharpe: xv-lxi.
- 堀美菜. 2008. 「湖の人と漁業：カンボジアのトンレサップ湖から」 秋道智彌・黒倉寿（編）『人と魚の自然誌』京都：世界思想社: 33-50.
- Hughes, Caroline. 2003. *The Political Economy of Cambodia's Transition, 1991-2001*. New York ; London : Routledge Curzon.
- 樫永真佐夫. 2004. 「ベトナム：小中華の国家統合」 青柳真智子（編）『国勢調査の文化人類学：人種・民族分類の比較研究』東京：古今書院: 159-176.
- Khy Phanra. 1974. *La communauté Vietnamiennne au Cambodge à l'époque du protectorat français (1863-1953)* . Paris: Université de la Sorbonne Nouvelle, Paris III.
- 北川香子. 2006. 『カンボジア史再考』東京：連合出版.
- Ledgerwood, Judy and John Vijghen. 2002. Decision-Making in Rural Khmer Village. In Judy Ledgerwood ed. *Cambodia Emerges from the Past: Eight Essays*. Dekalb, IL: Southeast Asia Publications, Center for Southeast Asian Studies, Northern Illinois University: 109-150.
- Leonard, Christine S. 1996. Becoming Cambodian: Ethnic Identity and the Vietnamese in Kampuchea. In *Interdisciplinary Research on Ethnic Groups in Cambodia, Final Draft Reports*. Phnom Penh: Center for Advanced Study: 277-305.
- 松井生子. 2008a. 「在カンボジア・ベトナム人の祖先祭祀に見る親族関係：Prey Veng 州 Peam Chor 郡 B 村の事例」『民族社会研究』5 : 1-22.
- . 2008b. 「カンボジアにおけるマイノリティ研究：その位置づけと現状」『民族社会研究』5 : 73-102.

- MRG(Minority Rights Group), ICES(International Center for Ethnic Studies) & David Hawk. 1995. *Minorities in Cambodia*. London: Minority Rights Group.
- 野口博史. 2002. 「ベトナム戦争とカンボジア」『国際政治』 130 : 128-142.
- Poole, Peter A. 1974. The Vietnamese in Cambodia and Thailand: Their Role in Interstate Relations. *Asian Survey* 14(4): 325-337.
- Rendall, Matthew. 1999. *A Practical Introduction to Cambodian Law*. np: Community Legal Education Center, University of San Francisco School of Law, Cambodia Law and Democracy Project.
- 笹川秀夫. 2006. 『アンコールの近代』 東京 : 中央公論新社.
- Sieng Huy. 1996. Ethnic Vietnamese in Cambodia. In *Cambodian Research Assistants' Reports, Interdisciplinary Research on Ethnic Groups in Cambodia, National Symposium on Ethnic Groups in Cambodia and Multicultural Awareness Day*. Phnom Penh: Center for Advanced Study.
- 高橋宏明. 2001. 「近現代カンボジアにおける中央・地方行政制度の形成過程と政治主体」 天川直子 (編) 『カンボジアの復興・開発』 東京 : アジア経済研究所: 67-110.
- UNGEGN(United Nations Group of Experts on Geographical Names) Working Group on Romanization Systems. 2003. Report on the Current Status of United Nations Romanization Systems for Geographical Names. http://www.eki.ee/wgrs/rom1_km.htm 2008 年 12 月 10 日閲覧.
- Willmott, William E. 1967. *The Chinese in Cambodia*. Vancouver: University of British Columbia.
- 四本健二. 1999. 『カンボジア憲法論』 東京 : 勁草書房.